

必ずチェック！
使用者も 労働者も。

福井県の最低賃金



福井県最低賃金

時間額 ()は改定前

効力発生日

1,053 円 (984円)

令和7年
10月8日

福井県内で働くすべての労働者と
その使用者に適用されます。

ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者と
その使用者については、該当する特定最低賃金
が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名	時間額 ()は特定最低賃金額	効力 発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は 「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (830円)が適用されます。		●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸 切り、糸繰り、糸巻き、糸縫ぎ、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもど し、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業 務 ●洗い、湯沸し又は下回りの業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
繊維機械、金属加 工機械製造業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (933円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用い て行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、 ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッ テルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、 組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶 接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくは テープはりの業務 ●洗い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
電気機械器具製造 業(略称)	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (857円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用い て行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取 り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値 札付け、包装、袋詰め又は箱詰め業務 ●洗い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業 所で、その事業所の性格上いずれが主たる販 売商品であるかが判別できない事業所であっ て、従業員が常時50人以上のもの	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (840円)が適用されます。		●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
◆各特定最低賃金共通の適用除外 「福井県最低賃金」が適用されます	ア 18歳未満又は65歳以上の者 イ 雇入れ後6月未満で技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、 一定の要件を具備している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」に は該当しません。) ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)		

※特定最低賃金の適用業種の詳細については、裏面を御参照ください。

- 【注】 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超え
る期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件と
して、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問い合わせ先

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署
TEL0776(54)6167

敦賀労働基準監督署
TEL0770(22)0745

武生労働基準監督署
TEL0778(23)1440

大野労働基準監督署
TEL0779(66)3838

特定最低賃金の適用業種一覧				
特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）		
福 井 県 特 定 最 低 賃 金	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業	左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る
		E1114	綿紡績業	
		E1115	化学繊維紡績業	
		E1116	毛紡績業	
		E1119	その他の紡績業	
		*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業(かさ高加工を除く)及びE1118 かさ高加工糸製造業は除かれます。		
		E1112	織物業（ただし、E1125 細幅織物業を除く）	
		E1114	染色整理業	
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業 （ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）	
		E266	金属加工機械製造業	
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業	
		E282	電子部品製造業	
		E283	記録メディア製造業	
		E284	電子回路製造業	
		E285	ユニット部品製造業	
		E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
		E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
		E292	産業用電気機械器具製造業	
		E296	電子応用装置製造業	
		E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	
		E302	映像・音響機械器具製造業	
	百貨店、総合スーパー	I561	百貨店、総合スーパー 少なくとも、衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、 販売額比率が各々10%以上70%未満 で従業者が 常時50人以上 の事業所(店舗)は該当します。	

事業主の皆様へ 賃金の引上げを支援します。

